

平成29年12月

休眠預金等のお取扱いについて

お客様各位

大和信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下「休眠預金等」といいます）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構に納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様のお申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であつて、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に定める当該預金等に係る預金者等その他関係者がする引き出し、預入れ、振込み等の事由のほか、次の「認可を受けた異動事由一覧」及び「異動にあたるお取引一覧」に記載するお取引が該当します。

(注) 休眠預金等活用法関連規定につきましては、次表の預金等の種類欄の名称をクリックすることにより確認いただけます。

【認可を受けた異動事由一覧】

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記①に掲げる事由 ※①は入金帳の発行（再発行を含む）のみ
普通預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は通帳の発行（再発行を含む）、繰越、記帳（記帳する取引がない場合は自金庫 ATM および通帳記帳グループ内の ATM での記帳に限る） ※②は(a)、(b)及び(e)に掲げる事由のみ
貯蓄預金	下記①、②に掲げる事由 ※①は通帳の発行（再発行を含む）、繰越、記帳（記帳する取引がない場合は自金庫 ATM および通帳記帳グループ内の ATM での記帳に限る） ※②は(a)に掲げる事由のみ
納税準備預金	下記①に掲げる事由 ※①は通帳の発行（再発行を含む）、繰越、記帳（記帳する取引がない場合は自金庫 ATM での記帳に限る）
通知預金	下記①、②に掲げる事由 ※①は証書の発行（再発行を含む）のみ ※②は(c)に掲げる事由のみ
期日指定定期預金 (自動継続型) (非自動継続型)	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は通帳・証書の発行（再発行を含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く） ※②は(d)、及び(e)(自動継続型のみ)に掲げる事由のみ ※③は自動継続型のみ
自由金利型定期預金 (M型) スーパー定期 (自動継続型)、(非自動継続型)	同 上
自由金利型定期預金 (大口定期預金) (自動継続型)、(非自動継続型)	同 上
変動金利定期預金 (自動継続型)、(非自動継続型)	同 上
積立定期預金	下記①に掲げる事由 ※①は通帳の発行（再発行を含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く）
定期積金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は通帳の発行（再発行を含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く） ※②は(e)に掲げる事由のみ

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳もしくは繰越。
- ② 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更
- (a) キャッシュカードの再発行
 - (b) 随時返済型のカードローン契約の終了
 - (c) 解約予定日の設定・変更
 - (d) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式[他の通帳]、証書式から通帳式への変更）
 - (e) 総合口座への組入・組入解除
- ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法令で定める異動事由及び上記①～②の異動事由の全部又は一部が生じたこと。

以 上

異動にあたるお取引一覧

	法定異動事由	当金庫が認可を受けている異動事由						ご契約内容の変更など
		通帳			証書			
		発行 再発行	記帳	繰越	発行 再発行	記帳	繰越	
当座預金		●	—	—	—	—	—	—
普通預金	●引出し	●	●	●	—	—	—	●（注1、2、5）
貯蓄預金	●預入れ	●	●	●	—	—	—	●（注1）
納税準備預金	●振込みの受入れ ●振込みによる払出し	●	●	●	—	—	—	—
通知預金	●口座振替その他の事由による債権額の異動	—	—	—	●	—	—	●（注3）
定期預金	●手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求	●	●	—	●	●	—	●（注4、5<自動継続型のみ>）
積立定期預金	●預金者等による公告の対象となっている預金に係る	●	●	—	—	—	—	—
定期積金	情報の提供の求め	●	●	—	—	—	—	●（注5）
総合口座		●（注6）						

（注1）お客様からのお申出によるキャッシュカードの再発行

（注2）随時返済型のカードローン契約の終了

（注3）お客様からのお申出による解約予定日の設定・変更

（注4）お客様からのお申出による方式変更（通帳式から証書式または通帳式[他の通帳]への変更、証書式から通帳式への変更）

（注5）総合口座への担保組入または担保解除

（注6）複数の口座を組み合わせた商品の場合は、組み合わせ対象口座の最新異動日を全ての口座に適用します。